6．引当金の計上基準
⑴　賞与引当金
　賞与引当金は、職員への賞与の支払に備えるため、職員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。
⑵　役員賞与引当金
　役員賞与引当金は、役員への賞与の支払に備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。
⑶　退職給付引当金
　退職給付引当金は、職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。
⑷　役員退職慰労引当金
　役員退職慰労引当金は、役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく支給見込額のうち、当事業年度末までに発生していると認められる額を計上しております。
7．ヘッジ会計の方法
⑴　ヘッジ会計の方法
　金利変動リスクのヘッジについて、金利スワップが特例処理の要件を満たす場合には特例処理を採用し、その他の場合には繰延ヘッジ処理を採用しており、為替変動リスクのヘッジについて、振当処理の要件を満たす場合には振当処理を採用しております。
⑵　ヘッジ手段とヘッジ対象
　a　ヘッジ手段・・・金利スワップ
　　ヘッジ対象・・・債券及び借入金
　b　ヘッジ手段・・・通貨スワップ
　　ヘッジ対象・・・外貨建債券
　c　ヘッジ手段・・・為替予約
　　ヘッジ対象・・・外貨預金の元利金の受取
⑶　ヘッジ方針
　金利変動リスク又は為替変動リスクを回避する目的で金利スワップ取引又は通貨スワップ取引を行っており、ヘッジ対象の識別は個別契約ごとに行っております。
　また、外貨預金の元利金の受取に係る為替変動リスクを回避するため、外貨預金預入時に為替予約を付しております。
⑷　ヘッジ有効性評価の方法
　債券及び借入金の相場変動を相殺するヘッジにおいては、ヘッジ対象とヘッジ手段に関する重要な条件がほぼ同一となるようなヘッジ指定を行っているため、高い有効性があるとみなしており、これをもって有効性の判定に代えております。
　また、特例処理の要件を満たしている金利スワップ並びに振当処理の要件を満たしている通貨スワップ及び為替予約については、有効性の評価を省略しております。
8．キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲
　キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、貸借対照表上の「現金預け金」であります。
9．地方公共団体健全化基金の会計処理
　法第46条第１項の規定に基づき地方財政法（昭和23年法律第109号）第32条の２の規定による納付金を積み立てるための地方公共団体健全化基金を設けております。また、法第46条第５項の規定に基づき同基金の運用により生じる収益（以下「基金運用益」という。）を地方債の利子の軽減に要する費用に充て、当該基金運用益の額から地方債の利子の軽減に充てた金額を差し引いてなお、剰余があるときは、当該剰余の額を同基金に組み入れ、基金運用益の額が地方債の利子の軽減に充てる金額に不足するときは、同条第６項の規定に基づき前年度までに組み入れた額及び当該不足する事業年度に納付された納付金の額の合計額を限度として同基金を取り崩すこととしております。
10．金利変動準備金及び公庫債権金利変動準備金の会計処理
　金利変動準備金の会計処理については、当機構が発行した債券の借換え（公営企業債券の借換えを除く。）に伴う金利変動リスクに備えるため、法第38条第１項、第３項及び法附則第９条第８項の規定に基づき、「地方公共団体金融機構の財務及び会計に関する省令」（平成20年総務省令第87号。以下「財会省令」という。）第34条及び「公営企業金融公庫法の廃止に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令」（平成20年政令第226号。以下「整備令」という。）第22条に定めるところにより算出した額を計上しております。
　また、公庫債権金利変動準備金の会計処理については、公営企業債券の借換えに伴う金利変動リスクに備えるため、法附則第９条第９項及び第10項、第13条第５項及び第７項の規定に基づき、「地方公共団体金融機構の公庫債権管理業務に関する省令」（平成20年総務省・財務省令第２号。以下「管理業務省令」という。）第１条から第３条まで、同省令附則第３条及び第５条に定めるところにより算出した額を計上しております。
11．利差補てん積立金の会計処理
　公営企業金融公庫（以下「旧公庫」という。）が利子を軽減して貸し付けた資金に係るものについて、当該資金の利子の軽減に充てるため、法附則第９条第13項、第13条第８項、整備令第26条第１項、第３項及び第４項の規定に基づき、管理業務省令第５条に定めるところにより算出した額を計上しております。
12．管理勘定利益積立金の会計処理
　管理勘定において生じた利益については、法附則第13条第８項及び整備令第26条第２項の規定に基づき、利益剰余金と区分して、管理勘定利益積立金として計上しております。
13．消費税等の会計処理
　消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

未適用の会計基準等

「退職給付に関する会計基準」（企業会計基準第26号　平成24年５月17日）及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第25号　平成24年５月17日）
１．概要
　財務報告を改善する観点及び国際的な動向を踏まえ、未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の処理方法、退職給付債務及び勤務費用の計算方法並びに開示の拡充を中心に改正されたものであります。
２．適用予定日
　平成25年４月１日以降開始する事業年度の期末から適用を予定しております。
３．当該会計基準等の適用による影響額
　当該会計基準等の適用が財務諸表に与える影響につきましては、現在評価中であります。

追加情報

国庫納付について
　平成24年度から平成26年度までの各年度において、総額１兆円を目途として、法附則第14条の規定に基づき、公庫債権金利変動準備金の一部を国に帰属させることとなり、平成25年度においては「平成25年度における地方公共団体金融機構法附則第14条の規定により国に帰属させるものとする金額を定める省令」（平成25年総務省・財務省令第１号）に基づき、同準備金6,500億円を取り崩し、同額を国庫に納付することとなっております（平成24年度は3,500億円）。

注記事項等

【貸借対照表に関する注記】
１．有形固定資産の減価償却累計額
　249百万円